

## 東予地方局庁舎広告事業事務取扱要領

（趣旨）

**第1条** この要領は、東予地方局庁舎広告実施の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（パンフレットスタンド実施申込書等の提出）

**第2条** 広告取扱業者は、東予地方局の西条庁舎及び今治庁舎における広告のうち、パンフレットスタンドの設置を希望する場合、東予地方局庁舎広告実施申込書（別紙1）及び広告表示等のチェックリスト（別紙2）を東予地方局長に提出してその承認を得るとともに、行政財産使用許可申請書を東予地方局長に提出してその許可を得なければならない。

2 広告取扱業者は、前条の規定により設置したパンフレットスタンドにパンフレット類の掲出を希望する場合、東予地方局庁舎広告実施申込書（別紙1）及び広告表示等のチェックリスト（別紙2）を東予地方局長に提出してその承認を得なければならない。ただし、他の地方局と共同して行う広告事業で、当該他の地方局長の承認を得た場合は、この限りでない。

（使用許可等）

**第3条** 東予地方局長は、愛媛県広告事業実施要綱第6条の広告表示審査委員会において、当該広告が可であると認められたときには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可を行うものとする。

附 則

この要領は、平成19年11月5日から施行する。

この要領は、平成21年2月13日から施行する。

この要領は、平成23年2月7日から施行する。

(別紙1)

東予地方局庁舎広告実施申込書

平成 年 月 日

東予地方局長 様

広告実施申込者

住所(所在地)

氏名(法人にあっては名称)

代表者職・氏名

印

担当者職・氏名

電話番号

東予地方局庁舎での広告実施について、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除設置要綱及び東予地方局庁舎広告実施要領を遵守のうえ、次のとおり申し込みます。

広告実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
実施する広告の概要	
確認欄	1 過去2年間に法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反したことはない。 (はい いいえ) ・ 食品に係る業種の場合は、食品衛生法(食中毒) JAS法などの関係法令 ・ 工場等を持つ業種の場合は、水質汚濁防止法や工場立地法などの関係法令 ・ その他、景品表示法や独占禁止法など関係する法令 (「いいえ」と答えた場合、時期と内容を記入してください。)
	2 過去2年間に愛媛県から指名停止措置又は不利益処分を受けていない。 (はい いいえ) (「いいえ」と答えた場合、時期と内容を記入してください。)
	3 消費者金融、たばこ、ギャンブル(宝くじを除く。) 法律に定めのない医療類似行為、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規制される事業を行う業種ではない。 (はい いいえ)
	4 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営又は運営に関与していない。 (はい いいえ)

注1 本申込書記載事項に虚偽があった場合は、広告の掲示を中止し、それに伴い生じる経費を負担しなければならない場合があります。

2 広告の表示基準等については、(別紙2)参照

(別紙2)

## 広告表示等のチェックリスト

根拠	チェック項目	確認欄
広告事業実施要綱	<b>広告の内容が、次のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。</b>	
	(1)法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの	
	(2)公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの	
	(3)人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの	
	(4)政治性又は宗教性のあるもの	
	(5)社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの	
	(6)当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの	
	(7)その他、県有財産に広告として掲示することが適当でない認められるもの	
	<b>次に掲げる業種又は業者に係る広告は、掲示することができない。</b>	
	(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制されるもの	
	(2)消費者金融に係るもの	
	(3)たばこに係るもの	
	(4)ギャンブル(宝くじに係るものを除く。)に係るもの	
	(5)法律に定めのない医療類似行為に係るもの	
	(6)その他、県有財産に広告を表示する業種又は業者として適当でない認められるもの	
<b>次に掲げる者は、広告主としないことができる。</b>		
(1)法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者		
(2)愛媛県から指名停止措置を受けている者又は愛媛県から不利益処分を受けている者		
表示基準	<b>次のいずれかに該当する内容の広告は、掲示することはできない。</b>	
	(1)不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条第2項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの	
	(2)責任の所在が不明確なもの	
	(3)内容が不明確なもの	
	(4)事実と異なる内容を含むもの	
	(5)虚偽又は誤認されるおそれがあるもの	
	(6)比較広告(二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。)	
	(7)クーポン付き広告(県が施策等の広報又は啓発のため作成する印刷物の場合に限る。)	
	(8)美観風致を害するおそれがあるもの	
	(9)国内世論が大きく分かれているもの	
	(10)水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で表示に必要性がないもの	
	(11)第三者の著作権、財産権、プライバシーなどを侵害するおそれがあるもの	
	(12)その他、県有財産に広告として表示することが適当でない認められるもの	
仕様書	<b>広告実施箇所においては、広告を行っていることが明確に分かるようにしなければならない。</b>	

注 問題がない場合は、確認欄に を記入してください。

## 中予地方局庁舎広告事業事務取扱要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、中予地方局庁舎広告実施の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### （広告実施申込書の提出）

第2条 広告取扱業者は、広告事業の実施を希望する場合は、中予地方局庁舎広告事業実施申込書（別紙1）を作成のうえ、中予地方局長に提出し、広告実施の可否について協議しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、広告等配布事業については、この限りでない。

### （庁舎の使用許可）

第3条 広告取扱業者は、広告等配布事業における広告等の配布に当たっては、愛媛県庁舎管理規則第7条の許可申請書（別紙2）を作成のうえ、中予地方局長に提出し、庁舎の使用許可を受けなければならない。

2 中予地方局長は、前項の許可を行ったときは、許可証（別紙3）を広告取扱業者に交付するものとする。

### （行政財産の使用許可）

第4条 広告取扱業者は、パンフレットスタンドの設置について、行政財産使用許可申請書（別紙4）を作成のうえ、中予地方局長に提出し、行政財産の使用許可を受けなければならない。

2 中予地方局長は、前項の許可を行ったときは、指令書（別紙5）を広告取扱業者に交付するものとする。

### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(別紙1)

中予地方局庁舎広告実施申込書

平成 年 月 日

中予地方局長 様

広告実施申込者

住所(所在地)

氏名(法人にあっては名称)

代表者職・氏名

印

担当者職・氏名

電話番号

中予地方局庁舎での広告実施について、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除設置要綱及び中予地方局庁舎広告実施要領を遵守のうえ、次のとおり申し込みます。

広告実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 原則として月単位とする。
実施する広告の概要	
確認欄	1 過去2年間に法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反したことはない。 (はい いいえ) ・ 食品に係る業種の場合は、食品衛生法(食中毒) JAS法などの関係法令 ・ 工場等を持つ業種の場合は、水質汚濁防止法や工場立地法などの関係法令 ・ その他、景品表示法や独占禁止法など関係する法令 (「いいえ」と答えた場合、時期と内容を記入してください。)
	2 過去2年間に愛媛県から指名停止措置又は不利益処分を受けていない。 (はい いいえ) (「いいえ」と答えた場合、時期と内容を記入してください。)
	3 消費者金融、たばこ、ギャンブル(宝くじを除く。) 法律に定めのない医療類似行為、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規制される事業を行う業種ではない。 (はい いいえ)
	4 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営又は運営に関与していない。 (はい いいえ)

注1 本申込書記載事項に虚偽があった場合は、広告の掲示を中止し、それに伴い生じる経費を負担しなければならない場合があります。

2 広告の表示基準等については、次頁を添付すること。

(別紙1)

## 広告表示等のチェックリスト

根拠	チェック項目	確認欄
広告事業実施要綱	<b>広告の内容が、次のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。</b>	
	(1)法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの	
	(2)公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの	
	(3)人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの	
	(4)政治性又は宗教性のあるもの	
	(5)社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの	
	(6)当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの	
	(7)その他、県有財産に広告として掲示することが適当でないと認められるもの	
	<b>次に掲げる業種又は業者に係る広告は、掲示することができない。</b>	
	(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制されるもの	
	(2)消費者金融に係るもの	
	(3)たばこに係るもの	
	(4)ギャンブル(宝くじに係るものを除く。)に係るもの	
	(5)法律に定めのない医療類似行為に係るもの	
	(6)その他、県有財産に広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの	
<b>次に掲げる者は、広告主としないことができる。</b>		
(1)法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者		
(2)愛媛県から指名停止措置を受けている者又は愛媛県から不利益処分を受けている者		
表示基準	<b>次のいずれかに該当する内容の広告は、掲示することはできない。</b>	
	(1)不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条第2項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの	
	(2)責任の所在が不明確なもの	
	(3)内容が不明確なもの	
	(4)事実と異なる内容を含むもの	
	(5)虚偽又は誤認されるおそれがあるもの	
	(6)比較広告(二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。)	
	(7)クーポン付き広告(県が施策等の広報又は啓発のため作成する印刷物の場合に限る。)	
	(8)美観風致を害するおそれがあるもの	
	(9)国内世論が大きく分かれているもの	
	(10)水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で表示に必要性がないもの	
	(11)第三者の著作権、財産権、プライバシーなどを侵害するおそれがあるもの	
	(12)その他、県有財産に広告として表示することが適当でないと認められるもの	
仕様書	<b>広告実施箇所においては、広告を行っていることが明確に分かるようにしなければならない。</b>	

(注) 問題がない場合は、確認欄に を記入してください。

(別紙2)

愛媛県庁舎管理規則第7条の許可申請書

平成 年 月 日

中予地方局庁舎管理責任者 様

住所

氏名

・

〔 法人にあってはその名称並びに  
代表者の住所及び氏名 〕

直接責任者の 住所及び氏名				
商行為 等をし ようと する	場所また は範囲			
	期 間	年 月 日	時から	間
		年 月 日	時まで	
掲示物等の 掲示数量		集合の参加 (予定)人員		人
目的及び 内容の概要				

(別紙3)

第 号

許 可 証

当庁構内において次の行為をすることを許可します。

平成 年 月 日

中予地方局庁舎管理責任者  
中 予 地 方 局 長

許可行為

(条件)



(別紙4)

行政財産使用許可申請書

平成 年 月 日

愛媛県中予地方局長 様

申請者

住所

氏名

.

所在地	
使用しようとする財産の名称および場所	
種類および構造	
使用面積又は数量	(人員数)
使用目的	
使用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
関係図面	別添のとおり

(別紙5)

愛媛県指令 中局 第 号

平成 年 月 日付けをもって申請のあった行政財産の使用については  
地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、  
下記条件を付して許可する。

平成 年 月 日

愛媛県中予地方局長

記

1 使用許可財産

使用許可財産は、次のとおりとする。

- (1) 名 称
- (2) 所 在 地
- (3) 区 分 建 物
- (4) 数 量  $m^2$
- (5) 使用部分 申請書添付図面に記載したとおり

2 使用許可期間

使用許可期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

3 使用料

円

4 使用目的

使用者は、使用許可財産を広告事業( )の用に使用しなければならない。

5 保全義務

使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって使用許可財産の維持保全につとめなければならない。

6 使用上の制限

使用者は、使用許可財産について、修繕、模様替えその他の行為をしてはならない。ただし、あらかじめ書面により承認を受けたときは、この限りでない。

7 転貸の禁止

使用者は、使用許可財産を他の者に使用させてはならない。

8 使用許可の取消又は変更

次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 使用許可財産を公用又は公共の用に供するため必要とするとき。
- (2) 許可条件に違反したとき。

#### 9 原状回復

使用者は、使用許可期間が満了したとき、使用許可財産を使用する必要がなくなったとき、又は使用許可を取り消されたときは、指定期日までに、当該財産を原状に回復して返還しなければならない。

#### 10 損害賠償

使用者は、その責めに帰する事由により、使用許可財産の全部若しくは一部を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

#### 11 有益費等の請求権の放棄

使用者は、使用許可財産の改良、修繕等のために支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができない。

#### 12 疑義の決定

この許可条件に関し、疑義のあるときその他使用許可財産の使用について疑義を生じたときは、すべて知事の決定するところによる。

#### 13 その他

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事へ異議申立てをすることができる。

## 南予地方局庁舎広告事業事務取扱要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、南予地方局庁舎広告実施の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(パンフレットスタンド実施申込書等の提出)

**第2条** 広告取扱業者は、南予地方局の宇和島庁舎及び八幡浜庁舎における広告のうち、パンフレットスタンドの設置を希望する場合は、南予地方局庁舎広告実施申込書(別紙1)及び広告表示等のチェックリスト(別紙2)を南予地方局長に提出してその承認を得るとともに、行政財産使用許可申請書を南予地方局長に提出してその許可を得なければならない。

(使用許可等)

**第3条** 南予地方局長は、愛媛県広告事業実施要綱第6条の広告表示審査委員会において、当該広告が可であると認められたときには、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可を行うものとする。

附 則

この要領は、平成19年11月2日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(別紙1)

南予地方局庁舎広告実施申込書

平成 年 月 日

南予地方局長 様

広告実施申込者

住所(所在地)

氏名(法人にあっては名称)

代表者職・氏名

印

担当者職・氏名

電話番号

南予地方局庁舎での広告実施について、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除設置要綱及び南予地方局庁舎広告実施要領を遵守のうえ、次のとおり申し込みます。

広告実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
実施する広告の概要	
確認欄	1 過去2年間に法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反したことはない。 (はい いいえ) ・ 食品に係る業種の場合は、食品衛生法(食中毒) JAS法などの関係法令 ・ 工場等を持つ業種の場合は、水質汚濁防止法や工場立地法などの関係法令 ・ その他、景品表示法や独占禁止法など関係する法令 (「いいえ」と答えた場合、時期と内容を記入してください。)
	2 過去2年間に愛媛県から指名停止措置又は不利益処分を受けていない。 (はい いいえ) (「いいえ」と答えた場合、時期と内容を記入してください。)
	3 消費者金融、たばこ、ギャンブル(宝くじを除く。) 法律に定めのない医療類似行為、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規制される事業を行う業種ではない。 (はい いいえ)
	4 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営又は運営に関与していない。 (はい いいえ)

注1 本申込書記載事項に虚偽があった場合は、広告の掲示を中止し、それに伴い生じる経費を負担しなければならない場合があります。

2 広告の表示基準等については、(別紙2)参照

(別紙2)

## 広告表示等のチェックリスト

根拠	チェック項目	確認欄
広告事業実施要綱	<b>広告の内容が、次のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。</b>	
	(1)法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの	
	(2)公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの	
	(3)人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの	
	(4)政治性又は宗教性のあるもの	
	(5)社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの	
	(6)当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの	
	(7)その他、県有財産に広告として掲示することが適当でない認められるもの	
	<b>次に掲げる業種又は業者に係る広告は、掲示することができない。</b>	
	(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制されるもの	
	(2)消費者金融に係るもの	
	(3)たばこに係るもの	
	(4)ギャンブル(宝くじに係るものを除く。)に係るもの	
	(5)法律に定めのない医療類似行為に係るもの	
	(6)その他、県有財産に広告を表示する業種又は業者として適当でない認められるもの	
<b>次に掲げる者は、広告主としないことができる。</b>		
(1)法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者		
(2)愛媛県から指名停止措置を受けている者又は愛媛県から不利益処分を受けている者		
表示基準	<b>次のいずれかに該当する内容の広告は、掲示することはできない。</b>	
	(1)不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条第2項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの	
	(2)責任の所在が不明確なもの	
	(3)内容が不明確なもの	
	(4)事実と異なる内容を含むもの	
	(5)虚偽又は誤認されるおそれがあるもの	
	(6)比較広告(二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。)	
	(7)クーポン付き広告(県が施策等の広報又は啓発のため作成する印刷物の場合に限る。)	
	(8)美観風致を害するおそれがあるもの	
	(9)国内世論が大きく分かれているもの	
	(10)水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で表示に必要性がないもの	
	(11)第三者の著作権、財産権、プライバシーなどを侵害するおそれがあるもの	
	(12)その他、県有財産に広告として表示することが適当でない認められるもの	
仕様書	<b>広告実施箇所においては、広告を行っていることが明確に分かるようにしなければならない。</b>	

注 問題がない場合は、確認欄に を記入してください。